

令和6年 10月 15日

お客さま 各位

「普通預金規定」、「総合口座取引規定」、「貯蓄預金規定」、「納税準備預金規定」
一部改正のご案内

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

当金庫は、令和6年 11 月 1 日より標記の規定を下記のとおり一部改正させていただきますのでご案内申し上げます。

記

1 改正日

令和6年 11 月 1 日

2 改正内容

(1) 普通預金規定

(下線部が改正箇所です)

改正後	改正前
普通預金規定	普通預金規定
1～5 (略不変)	1～5 (略)
6 (利息) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000 円以上について付利単位を 100 円として、店頭に表示する利率によって計算のうえ毎年2月と8月の <u>当金庫所定の日に</u> 、この預金に組入れます。 なお、利率は金融情勢に応じて変更します。 (以下省略) (<u>令和6年 11 月 1 日</u> 現在)	6 (利息) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000 円以上について付利単位を 100 円として、店頭に表示する利率によって計算のうえ毎年2月と8月の <u>決算日の翌営業日に</u> 、この預金に組入れます。 なお、利率は金融情勢に応じて変更します。 (以下省略) (<u>令和5年6月1日</u> 現在)

(2) 総合口座取引規定

(下線部が改正箇所です)

改正後	改正前
総合口座取引規定	総合口座取引規定
1～4 (略不変)	1～4 (略)
5 (預金利息の支払い) (1) 普通預金(利息を付さない旨の約定のある決済用普通預金を除きます。)の利息は、毎年2月と8月の <u>当金庫</u> 所定の日に、普通預金に組入れます。 (2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。	5 (預金利息の支払い) (1) 普通預金(利息を付さない旨の約定のある決済用普通預金を除きます。)の利息は、毎年2月と8月の <u>決算日の翌営業日</u> に、普通預金に組入れます。 (2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。
6～7 (略不変)	6～7 (略)
8 (貸越金利息等) (1) ① 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の <u>当金庫</u> 所定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落としまたは貸越元金に組入れます。 (以下省略) (<u>令和6年11月1日</u> 現在)	8 (貸越金利息等) (1) ① 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の <u>決算日の翌営業日</u> に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落としまたは貸越元金に組入れます。 (以下省略) (<u>令和5年6月1日</u> 現在)

(3) 貯蓄預金規定

(下線部が改正箇所です)

改正後	改正前
貯蓄預金規定	貯蓄預金規定
1～6 (略不変)	1～6 (略)
7 (利息) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000 円以上について付利単位を 100 円として、店頭に表示する金額階層区分別の利率によって計算のうえ、毎年2月と8月の <u>当金庫所定の日</u> に、この預金に組入れます。なお、利率は、金融情勢に応じて変更します。 (以下省略) (令和6年11月1日 現在)	7 (利息) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000 円以上について付利単位を 100 円として、店頭に表示する金額階層区分別の利率によって計算のうえ、毎年2月と8月の <u>決算日の翌営業日</u> に、この預金に組入れます。なお、利率は、金融情勢に応じて変更します。 (以下省略) (令和5年6月1日 現在)

(4) 納税準備預金規定

(下線部が改正箇所です)

改正後	改正前
納税準備預金規定	納税準備預金規定
1～5 (略不変)	1～5 (略)
6 (利息) (1) この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。)1,000 円以上については付利単位を 100 円として、店頭表示の納税準備預金利率によって計算のうえ、毎年2月と8月の <u>当金庫所定の日</u> に、この預金に組入れます。なお、利率は当金庫任意の日に変更し、新利率は当金庫が定めた日から適用します。 (以下省略) (令和6年11月1日 現在)	6 (利息) (1) この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。)1,000 円以上については付利単位を 100 円として、店頭表示の納税準備預金利率によって計算のうえ、毎年2月と8月の <u>決算日の翌営業日</u> に、この預金に組入れます。なお、利率は当金庫任意の日に変更し、新利率は当金庫が定めた日から適用します。 (以下省略) (令和5年6月1日 現在)

以上

【お問い合わせ先】

業務部 電話番号 0120-114-965
受付時間 平日 9:00～17:00